

景観づくり市民団体

◆景観形成を図る目的の市民で構成する団体を認定することができます◆

自主的に景観まちづくりを行おうとする団体を「景観づくり市民団体」として認定し、市民主体の景観づくりを促進します。

○市民団体への認定は？

市民団体の認定を受けようとする場合、市長に申請をしていただきます。市民団体の認定を受けるには、次の要件があります。

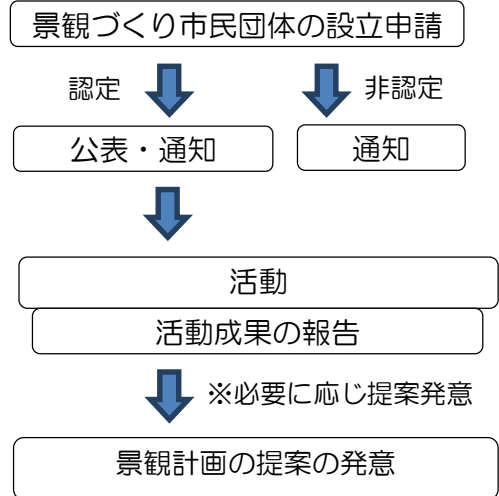
◆景観づくり市民団体の認定要件◆

- ・活動の目的や計画、計画の区域等が明確である
- ・5人以上の地域の住民を含んでいる。
- ・会則、規約等及び代表者などの役員が定められている
- ・地域の住民等が団体の活動に参加する機会があるなど

○団体が認定されるとどうなるの？

認定後は、団体が主体となり景観形成に資する活動を行うことや、景観計画の提案を行うことができます。

○手続の流れ



◆景観づくり市民団体では、景観計画の変更を提案することができます◆

○計画提案できる条件は？

- ・対象となる区域の住民の2/3以上の同意が得られていること
- ・3,000㎡以上の面積を有する区域であること
- ・土地利用、建築行為、景観形成等の方針を定めたものであること など

○景観づくり市民団体に対する支援制度の内容は？

- 景観づくり市民団体に対し、活動に関わる経費の一部を助成します。

例) ・景観計画策定に係る費用

- ・景観形成のための勉強会に係る費用
- ・景観形成に関するパンフレットの作成に係る費用 など

- 景観づくり活動に対し、情報の提供を行います。

